

理事会だより

第 43 号 発行:令和元年 8 月 31 日

令和元年度第 5 回 (R 元.8.20) 理事会の会議状況や決定したことについてお知らせします。

第 5 回の理事会は、理事 9 名中 9 名が、監事 2 名中 2 名が、事務局から 1 名の職員が出席しました。

第 5 回の議事は、報告 3 件 (事業実績/業務報告/監査結果報告書)、議案 4 件 (正会員の承認/理事会運営規程の改定/B 級野菜市開催要項の改定/嘱託職員雇用規則の改定)、協議 1 件 (消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁)、その他〔財政見込/役員による勧誘 (広報) 活動計画等〕でした。

事業実績等について

7 月の受注実績(請負・委任・派遣の合計額)は、5,154 万 7 千円でした。前年は 4,346 万円で、前年比 118.6%となりました。このうち派遣業務の実績は 1,017 万 3 千円となり、前年(703 万 8 千円)に比べ増加となりました。

会員数は、7 月末日現在では、905 名(男 604 名、女 301 名)となり、前月より 11 名の減でした。

定例監査結果報告書について

令和元年 7 月 19 日に定例監査(平成 31 年度 4 月～令和元年度 6 月分対象)が実施され、監事から人件費に関する財務分析について、県内及び近隣センターの状況について説明があり、その中でも当センターは、経常収益、費用及び補助金に対する人件費率が高い方であるとの報告がありました。

正会員の承認について

7 月 20 日から 8 月 16 日までに受付けた 7 名(男 3 名、女 4 名)の入会が承認されました。

理事会の運営規程の改定について

現行の規程では、理事会を毎月開催すると規定されていますが、それを偶数月及び決算時期の計 8 回の開催に変更することについて承認されました。

B 級野菜市について

平成 31 年 4 月 1 日から事務費規程が改定され、事務費が配分金に相当する見積額の

10%から 15%に変更になったことにより、B 級野菜市の事務費についても同様に改定するものです。また、開催時間が実態とあっていないため、現状に併せ変更するとともに、配分金の支払方法についても他の独自事業に合わせ、当日の現金払いから通常の翌月 20 日の振り込みによる支払いに変更することについて承認されました。

嘱託職員雇用規則の改定について

現行規則では、嘱託職員の夏季休暇が取得できる期間が、正規職員並びに臨時職員と異なっているため、今回の改定で当該期間を変更し、また、現在嘱託職員の勤務日数については、月に 18 日勤務する職員と月のセンター営業日全日を勤務する職員がおりますが、規則では月に 17 日勤務の職員となっていることから、これについても現状に合わせ改定することで承認されました。

消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

全国シルバー人材センター事業協会から 10 月 1 日から予定されている消費税率 10%への引き上げに関し、料金への適正な転嫁についての通知の概要について説明しました。

財政見込について

本年度に入っても厳しい財政状況が続いていますが、事務比率の引き上げ、人件費をはじめとする経費の縮減に努める中で、7 月末現在の状況では、事務費収入及び派遣事業受託収益等が前年同月と比較し 500 万円余り伸びていることと、事務比率引き上げに伴う受注減少の割合が予想より少ないことから経常収支が好転してきています。今後も事業収入の増と経費節減に努め、4 年間続いている赤字財政からの脱却を目指します。

役員による勧誘 (広報) 活動計画等

会員増の取組みとして、会員の皆さんへも協力をお願いしていますが、理事等役員も率先して取り組むことを確認しました。

※理事会を傍聴できます

理事会の傍聴を希望される会員は、事務局へご連絡ください。なお、定員は 8 名です。

次回定例理事会：10 月 15 日(火)

(13:30-16:30 センター会議室)